

令和2年1月6日から「求人者マイページ」が開設可能

令和2年1月にハローワークのシステムが新しくなります。

従来からのハローワークへの来所による求人申込み方法に加え、「求人者マイページ」を開設することにより、インターネットによる求人申込みや様々なサービスが利用可能となります。

「求人者マイページ」の開設には、令和2年1月6日以降に、ハローワークインターネットサービスより開設の申請を行っていただく必要があります。

「求人者マイページ」を開設することができます

【マイページの目的】

求人者マイページは、求職者の募集・採用選考を行うことを希望する求人者を対象に、募集・選考活動に必要なサービスを提供するものです。

求人者マイページを開設すると、求人申込み（仮登録）や求人内容の変更のほか、求人・応募者を管理したり、求職情報を検索したりすることができます。

【マイページの開設方法】 ※既にハローワークへ求人募集に関する事業所登録済みの場合

- ① 会社等のPCからハローワークインターネットサービスにアクセス※
令和2年1月6日以降
- ② ログイン用アカウント(メールアドレス・パスワード)を設定

③ 【重要】

新規(更新)求人を仮登録
※令和2年1月6日以降、ハローワークへ求人を提出する場合(更新含む。)には、「求人者マイページ」から仮登録をお願いします。

- ④ 管轄のハローワークに来所し、本登録 ※アカウント登録後、14日以内

- ⑤ マイページ開設

※ハローワークに来所し開設することも可能です。(メールアドレスが必要)

【求人申込みに際し、マイページに登録後、来所が必要な場合があります】

- ① 初めてマイページを通じて求人申込みをする場合
- ② 初めて障害者雇用専用求人申込みする場合
- ③ 初めてトライアル雇用を申込みする場合
- ④ 初めて障害者トライアル雇用求人申込みする場合
- ⑤ 過去1年間、ハローワークに求人申込みしていない場合
- ⑥ 派遣・請負求人申込みする場合

「求人者マイページ」を開設することができます

【求人者マイページでできること】

（１）事業所情報の編集が可能

ハローワークに登録してある次表の事業所情報の編集が可能です

法人名、本社所在地、設立年、資本金、従業員数、事業所名、所在地、電話番号、FAX、代表者、最寄駅、事業内容、会社の特徴、加入保険、退職金共済、退職金制度、企業年金、定年制、育児休業給付実績、介護休業給付実績、看護休暇取得実績、再雇用制度、勤務延長、復職制度、職務給制度、ホームページアドレス等

（２）求人の申込み（仮登録）及び変更等が可能

求人の申込みや、現在提出してある求人内容の変更など、次表の機能が利用可能です

- ① 求人を申込み（仮登録）する機能
 - ② 求人を保留、取消にする機能（★）
 - ③ 有効期間の延長（1ヶ月）を申込みする機能（★）
 - ④ 過去に申し込んだ求人を更新（再公開）して申込みをする機能
- ※②③④は、令和2年1月6日以降、ハローワークにて受理した求人に限る
※申込後（仮登録後）、ハローワークが内容確認の上、受理

（３）応募者管理の機能（★）

紹介された応募者の一覧及び応募者詳細や紹介状の表示、求人者マイページを利用した有効求人に係る安定所への選考結果の連絡をする機能

※有効中の求人がある場合のみ利用可能であり、求人無効後は電話・FAXにより連絡

（４）求職情報検索の機能（★）

求職公開を希望する求職者の情報（全国）を検索する機能

※リクエストを希望する場合には、求職情報に表示される問合せ安定所（管轄ハローワーク）に連絡を行い、リクエスト紹介が可能

（５）求職者とのメッセージのやりとり（★）

安定所での紹介後、求職者との間で、直接、面接日の調整、採否等の連絡をメッセージで行うことができる機能

※マイページ内に保存されるメッセージは送受信日から1年間経過後、自動削除

（６）安定所からのメッセージの受信機能

（★）は、求人が有効中の期間に利用ができる機能です。

「求職者マイページ」を開設している求職者に対するサービスとして、(4)及び(5)の機能が活用できます。（「求職者マイページ」は、令和3年度末までにリリース予定）